

特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会 著作権管理規程

(平成30年5月28日制定)

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会（以下、「本学会」という）が編集または発行する著作物（以下、「学会出版物」という）の著作権に関して定める。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 著作権 著作権法（昭和45年5月6日 法律第48号）第17条第1項に規定された著作権をいう。この規程においては、同第27条及び第28条に規定された権利を含むものとする。
- (2) 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。
- (3) 著作者 著作権法第2条第1項第2号に規定された著作者をいう。
- (4) 共有著作権 著作権法第65条第1項に規定された共有著作権をいう。この規程においては、同第27条及び第28条に規定された権利を含むものとする。

(著作権の共有)

第3条 本学会が編集または発行する著作物の著作権は、本学会に投稿された原稿（以下、「投稿原稿」という）が受理された時点で本学会と著作者との共有著作権とする。

2 前項に規定する共有著作権は、著作者が投稿通知書を添付した投稿原稿を本学会に提出することによって成立する。

3 複数名の著作者（以下、「共著者」という）の著作物にあつては、共著者の中から代表者を定め、その代表者が投稿通知書を提出するものとする。

4 本学会が投稿原稿の著作権を共有できない場合、本学会は当該投稿原稿を受理しない。

(共有著作権の放棄)

第4条 本学会が投稿原稿を学会出版物に掲載しないことを決定した場合、本学会は当該投稿原稿の共有著作権を放棄する。

(著作者の責任)

第5条 著作者は、本学会に対し、投稿原稿が瑕疵のない完全な著作権を保有することを保証する。

2 学会出版物が他人から著作権侵害を提訴され、又は当該侵害に関し紛争が生じた場合は、その著作者がその責任と負担により、これを処理するものとする。

(共有著作権の行使)

第6条 著作者は、第三者への利用許諾を含め、第3条第1項の共有著作権を本学会が行使することができることに合意する。

2 前項の行使において、本学会は著作者に対して、その名目に関わらず一切の支払いの義務を負わない。

(著作者人格権の不行使)

第7条 著作者は、本学会及び前条第1項に基づき本学会が利用許諾した者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

(合意管轄)

第8条 この規程の適用に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

1 この規程は、平成30年度以降に発行する学会出版物に掲載する投稿原稿から適用する。

2 この規程の制定以前に発行した学会出版物の著作権に関しては、なお従前の例による。但し、著作者又は共著者の代表者がこの規程の適用を本学会に求めた場合は、投稿原稿が受理された時点に遡って当該投稿原稿に対してこの規程を適用する。